平成２９年（フ）第４０号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｍ－308号　県営住宅
債務者　岩崎　祐介
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
福岡県田川市大字夏吉3257番地17
債務者　牧野　　進
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２７５号
佐賀市川副町大字早津江津223番地１
債務者　吉田　豊昭
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
佐賀県小城市小城町畑田45番地１　市営西新町団地521号
債務者　吉田　孝宏
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
熊本県合志市幾久富1726番地９、前住所神奈川県綾瀬市深谷南３丁目26番51号　レオパレスつるしま
債務者　中村　一貴
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４９号
広島県福山市西深津町３丁目３番45－401号
債務者　ベルペ・ロッサこと　縄稚　英二
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５８号
広島県福山市長者町２番１号
債務者　井芹　勝明
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２９６号
名古屋市昭和区八事富士見1404番地　サンルーム名古屋325号
債務者　山内　義和
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４２号
名古屋市西区花の木３丁目13番14号　プチパレ505号
債務者　浅川　嘉昭
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１９１号
群馬県高崎市新保田中町778番地９
破産者　有限会社明治牛乳高崎販売所
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２４号
群馬県高崎市中里見町553番地３
破産者　亡深町健治相続財産
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５０号
神奈川県小田原市栄町２丁目12番35号
破産者　茶半家具株式会社
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４０８号
静岡市清水区真砂町６番25号
破産者　有限会社オーシャン
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６号
静岡県三島市佐野1085番地１
破産者　企業組合純粋鳥骨鶏技術研究農場
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８６号
札幌市北区新琴似６条５丁目２番８号
破産者　マース株式会社
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６号
富山県南砺市遊部川原32番地
破産者　株式会社あぐりか誉
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２号
三重県松阪市大平尾町55番地　コーポフレグランスＡ棟102号
破産者　清水　　豪
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２０６０号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番17号
破産者　ピュアウォーターサービス株式会社
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４５号
大阪府門真市栄町１－６－1108
破産者　株式会社ＭＩＰ大阪教育研究所
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１００号
大阪府吹田市新芦屋下１番28号
破産者　株式会社ライジング
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部